

令和4年度 第3回荒川区子ども・子育て会議

次 第

日 時：令和4年3月13日（月）

14時30分～

会 場：サンパール荒川 小ホール

1 開 会

2 議 事

- (1) 第2期荒川区子ども・子育て支援計画の中間年の見直しについて
- (2) 令和5年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策について
- (3) 荒川区の保育定員等と令和5年4月の認可保育所入所審査結果について
- (4) 令和5年度の学童クラブ利用申請数（一次募集）について
- (5) 荒川区子どもの権利条例について
- (6) 児童養護施設の開設について
- (7) 児童発達支援センター化に向けたたんぽぽセンターの機能強化の方向性について

3 閉 会

《配付資料》

- | | |
|-----|--------------------------------------|
| 資料1 | 第2期荒川区子ども・子育て支援計画（令和2～6年度）令和5年3月見直し版 |
| 資料2 | 令和5年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策について |
| 資料3 | 荒川区の保育定員等と令和5年4月の認可保育所入所審査結果について |
| 資料4 | 令和5年度学童クラブ利用申請児童数【一次募集】 |
| 資料5 | 荒川区子どもの権利条例 |
| 資料6 | 社会福祉法人友興会 児童養護施設「クリスマス・フォレスト」の開設について |
| 資料7 | 児童発達支援センター化に向けたたんぽぽセンターの機能強化の方向性について |

資料 1

令和5年3月13日
令和4年度第3回
荒川区子ども・子育て会議

第2期荒川区子ども・子育て支援計画 (令和2～6年度)

令和5年3月見直し版

令和5年3月
荒 川 区

< 本計画の中間年の見直しにおける基本的な考え方 >

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から開始しました。

これに伴い、区市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども子育て支援の充実を図るため、計画期間を5年間とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられ、5年間の計画期間の中間年には、計画の見直しを行うこととされました。

区では、令和2年3月に令和2～6年度を計画期間とする「第2期荒川区・子ども子育て支援計画」を策定しましたが、第2期計画期間の中間年である令和4年度に計画の見直しを行うこととされているため、下記の国の考え方にに基づき、計画を見直します。

国の考え方

市町村子ども・子育て支援事業計画については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。）において、「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」とされています。

この基本指針に基づき、内閣府子ども・子育て本部参事官事務通知により、令和4年3月18日付で「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」が示されました。

本手引きにおいて、見直しの要否の基準が次のとおり示されています。

【見直しの要否の基準】

(1) 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

基本指針中の「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数」については、市町村計画において設定した提供区域ごとに、教育・保育給付認定区分ごとの子どもの令和3年4月1日時点における実績値に基づくこととする。

把握した「実績値」について、教育・保育給付認定区分ごとに、市町村計画における「量の見込み」（必要利用定員総数）と比較し、10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。

なお、形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合や、該当しなくとも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討する。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

教育・保育の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更に併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行うこととする。

(3) 新型コロナウイルス感染症等の影響

新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難であって、令和4年度に中間年見直しが必要かどうかの判断ができない場合、必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和5年度以降に必要な応じて実施していただきたい。

1 児童数

0～5歳児童

(人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	10,242	10,066	9,895	9,851	9,864
実績	10,362	9,968	9,492	-	-
実績/計画比	101.17%	99.03%	95.93%	-	-

0～2歳児

(人)

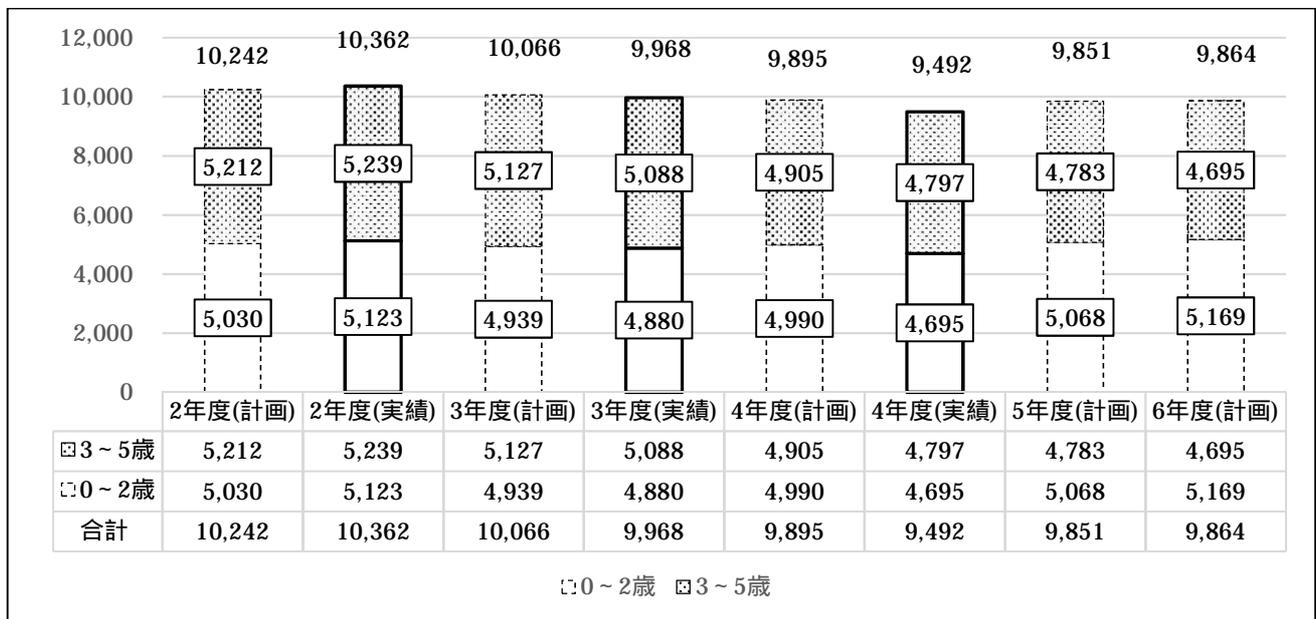
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	5,030	4,939	4,990	5,068	5,169
実績	5,123	4,880	4,695	-	-
実績/計画比	101.85%	98.81%	94.09%	-	-

3～5歳児

(人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	5,212	5,127	4,905	4,783	4,695
実績	5,239	5,088	4,797	-	-
実績/計画比	100.52%	99.24%	97.80%	-	-

人口推計はいずれの年度においても計画地と実績値の乖離が10%未満であるため、計画の見直しは行いません。



2 教育・保育

(1) 幼児期の学校教育

(人)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	量の見込み	2,065	2,031	1,944	1,895	1,861
	確保量	2,505	2,479	2,412	2,375	2,349
実績	実利用量	1,795	1,726	1,487	-	-
	確保量	2,257	2,258	2,096	-	-
	実利用量 / 量の見込み	86.92%	84.98%	76.49%	-	-

見直しの判断

区立幼稚園については、「区立幼稚園の方向性について」に基づき、令和5・6年度の量の見込みと確保量の見直しを行うほか、私立幼稚園については、令和4年度の実績値と人口推計の減少率をもとに、令和5・6年度の量の見込みと確保量の見直しを行います。

<見直し後> 令和2～4年度は実績値を掲載。

(人)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	量の見込み	1,795	1,726	1,487	1,424	1,387
	確保量	2,257	2,258	2,096	1,953	1,932

(2) 保育

保育(3~5歳)(2号認定)【区全域】 (人)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	量の見込み	3,321	3,350	3,407	3,413	3,436
	確保量	3,403	3,463	3,523	3,523	3,523
実績	実利用量	3,295	3,275	3,106	-	-
	確保量	3,476	3,584	3,628	-	-
	実利用量 / 量の見込み	99.22%	97.76%	91.17%	-	-

見直しの判断

区全域の実利用量と量の見込みの乖離が10%未満であるため、計画の見直しは行いません。

保育(3~5歳)(2号認定)【南千住地域】 (人)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	量の見込み	914	910	905	904	906
	確保量	918	918	918	918	918
実績	実利用量	986	930	864	-	-
	確保量	962	945	922	-	-
	実利用量 / 量の見込み	107.88%	102.20%	95.47%	-	-

保育(3~5歳)(2号認定)【荒川地域】 (人)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	量の見込み	479	476	532	536	544
	確保量	511	511	571	571	571
実績	実利用量	455	455	424	-	-
	確保量	535	536	537	-	-
	実利用量 / 量の見込み	94.99%	95.59%	79.70%	-	-

保育（3～5歳）（2号認定）【町屋地域】（人）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	量の見込み	481	476	480	482	488
	確保量	505	505	505	505	505
実績	実利用量	412	434	405	-	-
	確保量	530	530	530	-	-
	実利用量 / 量の見込み	85.65%	91.18%	84.38%	-	-

保育（3～5歳）（2号認定）【尾久地域】（人）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	量の見込み	687	688	686	684	684
	確保量	689	689	689	689	689
実績	実利用量	761	774	756	-	-
	確保量	668	732	730	-	-
	実利用量 / 量の見込み	110.77%	112.50%	110.20%	-	-

保育（3～5歳）（2号認定）【日暮里地域】（人）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	量の見込み	760	800	804	807	814
	確保量	780	840	840	840	840
実績	実利用量	681	682	657	-	-
	確保量	781	841	909	-	-
	実利用量 / 量の見込み	89.61%	85.25%	81.72%	-	-

保育(1～2歳)(3号認定)【区全域】 (人)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	量の見込み	2,091	2,096	2,127	2,166	2,184
	確保量	2,168	2,204	2,204	2,233	2,233
実績	実利用量	1,889	1,892	1,992	-	-
	確保量	2,029	2,102	2,152	-	-
	実利用量 / 量の見込み	90.34%	90.27%	93.65%	-	-

見直しの判断

区全域の実利用量と量の見込みの乖離が10%未満であるため、計画の見直しは行いません。

保育(1～2歳)(3号認定)【南千住地域】 (人)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	量の見込み	554	549	556	560	564
	確保量	573	573	573	573	573
実績	実利用量	521	484	474	-	-
	確保量	572	566	548	-	-
	実利用量 / 量の見込み	94.04%	88.16%	85.25%	-	-

保育(1～2歳)(3号認定)【荒川地域】 (人)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	量の見込み	279	277	280	306	308
	確保量	289	289	289	318	318
実績	実利用量	269	251	277	-	-
	確保量	289	285	287	-	-
	実利用量 / 量の見込み	96.42%	90.61%	98.93%	-	-

保育（１～２歳）（３号認定）【町屋地域】（人）

		２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
計画	量の見込み	289	283	290	294	298
	確保量	307	307	307	307	307
実績	実利用量	237	231	256	-	-
	確保量	307	307	307	-	-
	実利用量 ／量の見込み	82.01%	81.63%	88.28%	-	-

保育（１～２歳）（３号認定）【尾久地域】（人）

		２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
計画	量の見込み	418	419	419	418	418
	確保量	420	420	420	420	420
実績	実利用量	441	468	557	-	-
	確保量	359	398	423	-	-
	実利用量 ／量の見込み	105.50%	111.69%	132.94%	-	-

保育（１～２歳）（３号認定）【日暮里地域】（人）

		２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
計画	量の見込み	551	568	582	588	596
	確保量	579	615	615	615	615
実績	実利用量	421	458	552	-	-
	確保量	502	546	587	-	-
	実利用量 ／量の見込み	76.41%	80.63%	94.85%	-	-

保育（0歳）（3号認定）【区全域】（人）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	量の見込み	503	509	520	515	527
	確保量	542	548	548	548	548
実績	実利用量	375	370	340	-	-
	確保量	426	431	429	-	-
	実利用量 / 量の見込み	74.55%	72.69%	65.38%	-	-

見直しの判断

乖離の要因が、新型コロナウイルス感染症の影響等によるものであるとみられるため、計画の見直しは行いません。

保育（0歳）（3号認定）【南千住地域】（人）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	量の見込み	133	133	136	128	140
	確保量	145	145	145	145	145
実績	実利用量	77	68	68	-	-
	確保量	119	108	103	-	-
	実利用量 / 量の見込み	57.89%	51.13%	50.00%	-	-

保育（0歳）（3号認定）【荒川地域】（人）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	量の見込み	64	65	66	66	65
	確保量	70	70	70	70	70
実績	実利用量	53	53	45	-	-
	確保量	56	60	58	-	-
	実利用量 / 量の見込み	82.81%	81.54%	68.18%	-	-

保育（0歳）（3号認定）【町屋地域】（人）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	量の見込み	65	65	67	68	68
	確保量	70	70	70	70	70
実績	実利用量	52	45	44	-	-
	確保量	63	63	63	-	-
	実利用量 / 量の見込み	80.00%	69.23%	65.67%	-	-

保育（0歳）（3号認定）【尾久地域】（人）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	量の見込み	98	98	99	99	98
	確保量	101	101	101	101	101
実績	実利用量	92	103	92	-	-
	確保量	66	72	78	-	-
	実利用量 / 量の見込み	93.88%	105.10%	92.93%	-	-

保育（0歳）（3号認定）【日暮里地域】（人）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	量の見込み	143	148	152	154	156
	確保量	156	162	162	162	162
実績	実利用量	101	101	118	-	-
	確保量	122	128	127	-	-
	実利用量 / 量の見込み	70.63%	68.24%	77.63%	-	-

3 地域子ども子育て支援事業

(1) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流サロン・ゆいの森あらかわ遊びラウンジ）（人）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	量の見込み	85,530	84,752	84,543	84,848	85,802
	実績					
実績	実利用量	32,794	40,661	-	-	-
	実利用量 / 量の見込み	38.34%	47.98%	-	-	-

見直しの判断

乖離の要因が、新型コロナウイルス感染症の影響等によるものであるとみられるため、計画の見直しは行いません。

(2) 妊婦健康診査（妊婦健診）（人）

			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	量の見込み	受診者数	1,912	1,941	1,980	2,029	2,085
		受診回数	20,638	20,948	21,367	21,899	22,503
実績	実利用量	受診者数	1,716	1,700	-	-	-
		受診回数	18,752	17,048	-	-	-
	実利用量（受診回数） / 量の見込み（受診回数）		90.86%	81.38%	-	-	-

見直しの判断

乖離の要因が、新型コロナウイルス感染症の影響等によるものであるとみられるため、計画の見直しは行いません。

(3) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問指導事業）（人）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	量の見込み	1,568	1,587	1,611	1,644	1,684
	実績					
実績	実利用量	1,436	1,496	-	-	-
	実利用量 / 量の見込み	91.58%	94.27%	-	-	-

見直しの判断

実利用量と量の見込みの乖離が10%未満であるため、計画の見直しは行いません。

(4) 養育支援訪問事業

(人)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	量の見込み	1,215	1,223	1,233	1,249	1,269
	実績					
実績	実利用量	1,262	1,182	-	-	-
	実利用量 / 量の見込み	103.87%	96.65%	-	-	-

見直しの判断

実利用量と量の見込みの乖離が10%未満であるため、計画の見直しは行いません。

(5) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

(人)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	量の見込み	501	502	504	505	506
	実績					
実績	実利用量	306	492	-	-	-
	実利用量 / 量の見込み	61.08%	98.01%	-	-	-

見直しの判断

実利用量と量の見込みの乖離が10%未満であるため、計画の見直しは行いません。

(6) ファミリー・サポート・センター事業

(人)

			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	量の見込み	未就学児	5,630	5,588	5,591	5,546	5,570
		就学児	2,192	2,176	2,177	2,159	2,168
		合計	7,822	7,764	7,768	7,705	7,738
実績	実利用量	未就学児	3,360	4,166	-	-	-
		就学児	926	1,316	-	-	-
		合計	4,286	5,482	-	-	-
	実利用量 / 量の見込み	59.68%	74.55%	-	-	-	

見直しの判断

乖離の要因が、新型コロナウイルス感染症の影響等によるものであるとみられるため、計画の見直しは行いません。

(7) 一時預かり事業

(人)

			2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
計 画	量の見 込み	私立幼稚園等（預か り保育）	39,670	43,184	45,776	46,832	47,800
		認可保育園（一時保 育）	6,650	7,718	8,318	8,919	9,519
		ファミリー・サポー ト・センター（未就 学児・再掲）	5,630	5,588	5,591	5,546	5,570
		地域子育て交流サロ ン（一時預かり）	4,230	4,446	4,451	4,448	4,459
		合計	56,180	60,936	64,136	65,745	67,348
実 績	実利用 量	私立幼稚園等（預か り保育）	13,209	18,504	-	-	-
		認可保育園（一時保 育）	2,608	4,532	-	-	-
		ファミリー・サポー ト・センター（未就 学児・再掲）	3,360	4,166	-	-	-
		地域子育て交流サロ ン（一時預かり）	1,875	3,093	-	-	-
		合計	15,203	22,277	-	-	-
	実利用 量（合 計）/ 量の見 込み （合 計）	私立幼稚園等（預か り保育）	33.30%	42.85%	-	-	-
		認可保育園（一時保 育）	39.22%	58.72%	-	-	-
		ファミリー・サポー ト・センター（未就 学児・再掲）	59.68%	74.55%	-	-	-
		地域子育て交流サロ ン（一時預かり）	44.33%	69.57%	-	-	-
		合計	37.47%	49.72%	-	-	-

見直しの判断

乖離の要因が、新型コロナウイルス感染症の影響等によるものであるとみられるため、計画の見直しは行いません。

(8) 延長保育事業

(人)

			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計 画	量の見 込み	認可保育園	740	752	752	752	752
		認証保育所	11	11	11	10	10
		家庭福祉員等	1	1	1	1	1
		合計	752	764	764	763	763
実 績	実利用 量	認可保育園	555	453	-	-	-
		認証保育所	28	16	-	-	-
		家庭福祉員等	12	15	-	-	-
		合計	595	484	-	-	-
	実利用量(合計) / 量の見込み(合計)	79.12%	63.35%	-	-	-	

見直しの判断

乖離の要因が、新型コロナウイルス感染症の影響等によるものであるとみられるため、計画の見直しは行いません。

(9) 病児・病後児保育事業

(人)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計 画	量の見込み	964	1,038	1,111	1,185	1,259
実 績	実利用量	146	296	-	-	-
	実利用量 / 量の見 込み	15.15%	28.52%	-	-	-

見直しの判断

乖離の要因が、新型コロナウイルス感染症の影響等によるものであるとみられるため、計画の見直しは行いません。

(10) 放課後児童事業

放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

(人)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	量の見込み	1,657	1,705	1,764	1,810	1,832
	確保量	1,695	1,795	1,835	1,835	1,835
	クラブ数	27	28	28	28	28
実績	実利用量	1635	1733	1821	-	-
	確保量	1695	2025	2085	-	-
	実利用量 / 量の見込み	98.67%	101.64%	103.23%	-	-
	クラブ数	27	28	28	-	-

見直しの判断

実利用量と量の見込みの乖離が10%未満であるため、計画の見直しは行いません。

放課後子ども教室事業(にこにこすくーる)

(校)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画		24	24	24	24	24
実績		24	24	24	-	-

見直しの判断

計画どおりに施設整備を行っているため、計画の見直しは行いません。

総合的な放課後児童事業(放課後子ども総合プラン)

(校)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	総合プラン 実施校数	20	20	20	21	22
	(一体型)	17	16	16	16	16
	(連携型)	6	7	7	8	9
実績	総合プラン 実施校数	20	20	20	-	-
	(一体型)	17	16	16	-	-
	(連携型)	6	7	7	-	-

見直しの判断

計画どおりに施設整備を行っているため、計画の見直しは行いません。

令和 5 年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策について**子育て教育都市**

新：令和 5 年度新規事業 レ：令和 5 年度レベルアップ事業

子育て環境の充実を図り、子育て世代が働きやすく、安心して子どもを産み、育てられるまちを目指します。また、心豊かにたくましく学び、生きる子どもを、地域社会全体で育むとともに、生涯にわたって学ぶことができるまちを目指します。

- (1) **高校生等医療費助成事業** 新 190,699千円
高校生等の保健の向上と健全な育成を図るため、都が設ける所得制限及び自己負担分を区が負担することとし、高校生等を養育している保護者等に対し、医療費を助成する。
- (2) **子どもの居場所事業の拡充及び子ども食堂等の推進** 22,212千円
区内 14 か所で、学習支援や夕食を提供する生活支援など、子どもの居場所や子ども食堂を行う団体への支援を充実し、支援を要する子どもの健全な育成を図る。
また、子どもの居場所事業の運営団体の活動のうち、不登校、ひきこもりの状態にある子どもに対し、アウトリーチ型で社会活動に参加できるよう支援する活動に対して、その実施経費の一部を補助する。
引き続き、新たな子どもの居場所やこども食堂の開設支援を行うとともに、当該事業の実施団体や関係機関で構成するあらかわ子ども応援ネットワークの活動を支援する。
- (3) **保育所・私立幼稚園の給食費負担減免** 344,268千円
幼児教育・保育の無償化に伴い、実費徴収とされた 3～5 歳児の保育所の給食費を、区独自の公費負担により無料とし、私立幼稚園等の給食費を月額 7,500 円まで無償化する。
- (4) **保育園及び私立幼稚園従事職員等への宿舍借り上げ支援** 347,340千円
保育園及び私立幼稚園等の従事職員用に宿舍の借り上げを行う事業者に対し、区がその経費の一部を補助することにより、人材確保と離職防止を図る。

- (5) 医療的ケア児の受入れ体制の整備  23,500千円
医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的として、保育所等で集団保育を希望する医療的ケア児を受入れできるよう、区内保育所等の体制整備を支援する。
- (6) 保育士及び幼稚園教諭への奨学金支援制度 14,984千円
区内私立保育園等に保育士として5年間継続して勤務することを要件に、返済を免除する奨学資金の貸付を実施することにより、保育士を目指す方への支援を行う。
また、区内私立保育園または私立幼稚園等に保育士または幼稚園教諭として就職した方に対し、奨学金の返済費用を支援することにより、人材確保及び職場定着・離職防止を図る。
- (7) ケアリーパー支援の実施  5,000千円
児童養護施設の開設に合わせ、児童養護施設や里親などの社会的養護を離れ、就職・進学する若者(ケアリーパー)に対し、家具や家電等を購入するための一時支度金の支給、民間賃貸住宅保証料支援、資格取得支援を行い、退所後の自立を支援する。
- (8) ひとり親家庭の支援 175,427千円
ひとり親家庭の保護者からの相談を受け、支援につなげるほか、離婚前から養育費履行確保に向けた公正証書等作成費用の助成を行うなど、生活の安定や子育てに関する不安を軽減するための情報提供及び支援を行う。
また、一時的に育児や家事ができないひとり親家庭に対し、ベビーシッターまたはホームヘルパーを派遣するひとり親家庭サポート事業を通じ、ひとり親家庭支援の充実を図る。
- (9) 若者相談支援体制の整備  33,194千円
若者の様々な相談を受け付け、悩みに応じた適切な支援機関につなぐため、ワンストップ相談事業を実施する。
5年度はLINEを活用した相談を開始し、より幅広い相談体制を確保する。
- (10) 放課後子ども総合プランの推進 1,025,136千円
全児童を対象に、学校施設等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設ける放課後子ども教室(にこにこすくーる)を実施し、遊び、勉強、スポーツ、文化活動など様々な活動を通して、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を育む。
また、放課後子ども教室と学童クラブを一体的に整備・運営し、両事業を利用する児童が体験プログラムと一緒に参加できる環境を整え交流を図る「放課後子ども総合プラン」を推進する。

- (11) 学童クラブの充実 657,453千円
保護者の就労等により、放課後に適切な保護を受けられない児童に対し、遊びと生活の場を提供するため、学童クラブ事業を実施する。
5年度は、ひぐらし小学童クラブの移転に向けた準備を進めるため、廃止となった日暮里ひるば館の建物を学童クラブに用途変更するための改修工事を実施する。
- (12) 荒川遊園の魅力及び来園者の満足度のさらなる向上 706,274千円
来園者ニーズの把握に努め、お客様の視点に立った運営を継続していくとともに、新たな客層の獲得に向けて様々な取り組みを行い、誰もが安全・安心に楽しむことができ、再び訪れたいと思ってもらえる魅力ある荒川遊園を実現し、来園者に満足してもらえるようサービス向上を図る。
- (13) 児童相談所業務における通話音声分析・モニタリングシステムの導入 新 42,764千円
子どもと子育てに関する相談に迅速かつ適切に対応し、児童虐待の未然防止と早期発見に努めるため、AIによる通話音声の文字化等によりスーパーバイザー等が児童虐待の通告等の内容を共有できるシステムを導入し、職員の対応力向上等を図る。
- (14) 出産・子育て応援事業 レ 58,801千円
妊娠届出の際に、助産師等がすべての妊婦を対象に面接を行い、それぞれの実情に応じた支援プランを作成し、地区担当保健師を中心とした妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築する。
面接の際には、育児用品が選べるカタログギフトを配付し、面接率の向上を図るとともに、妊婦や家族との関係づくりの機会とする。
さらに、1歳6か月の健診時に健診の質問に併せアンケートを実施し、子育て家庭の状況を把握し支援するとともに、子育て支援を応援するバースデーサポートギフトを配布する。
- (15) 乳幼児健診の実施 61,776千円
健康診査をきめ細かく実施することで、疾病等の早期発見に努め、養育者への適切な情報提供や保健指導により育児不安の解消を図る。
- (16) 出産・子育て応援交付金支給事業 新 449,522千円
妊婦や0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて、出産・育児等に関する必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図る。
併せて、妊娠届出や出産届出を行った妊産婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を実施する。

(17) 学校給食の無償化 新

753,830千円

子どもたちに必要な栄養を満たした質の高い学校給食を安定的に提供するため、これまでの取り組みに加え、区立小中学校における学校給食の無償化を実施する。

学校給食を無償化することにより、子どもたちの健やかな成長を支援し、教育環境の充実を図るとともに、コロナ禍における物価高騰等に対応し、保護者の負担を軽減する。

(18) ハートフル日本語適応指導

11,706千円

区立小学校・中学校・幼稚園・こども園に在籍する日本語指導が必要な児童・生徒・園児に対して、日本語初期指導を行い、学校生活や社会生活にスムーズに適応できるよう支援する。

また、特に継続指導が必要な小学校5・6年児童及び中学校生徒を対象に、補充学習教室を実施する。

(19) 防災ジュニアリーダーの育成

2,172千円

区立中学校における「荒川区中学校防災部」の活動を通じ、中学生に「助けられる人から助ける人へ」という意識や思いやりの心の醸成を図り、将来、防災活動のみならず、地域活動に貢献できる防災ジュニアリーダーを育成する。

(20) 中学1年生の基礎学力向上事業

9,631千円

区立中学1年生を対象とし、夏季休業を中心とした期間に各生徒の学習到達度に合わせた補習の機会を全中学校において設ける。教科は、英語、数学の2教科を重点教科とし、一人ひとりの学習到達度に合わせた内容とすることで、基礎的な学力のさらなる向上、学習習慣の定着につなげる。

(21) タブレットPCを活用した学校教育の充実

783,834千円

児童生徒の理解力に応じた個別学習をより効果的に行い、基礎的な学力を定着させるため、タブレットPCを用い、児童生徒が自ら意欲的に学べるデジタル教材(ドリル型コンテンツ)を授業等で活用する取り組みを全小中学校で実施し、児童生徒の主体性の育成を図る。

また、タブレットPC1人1台体制のもと、学校でも家庭でも学ぶことができるオンライン学習のための環境整備を図る。

さらに、「情報教育アドバイザー」を各校に週1回3時間程度派遣し、タブレットPC等のICT機器を効果的に活用した授業の進め方などに関するアドバイスを通じ、ICT教育全体にかかる学校支援を充実させていく。

(22) 小中学校英語教育の充実・強化

105,013千円

英語による実践的なコミュニケーション能力を身に付けられるよう、小学校の1～4学年において週1時間、5・6学年において週2時間、英語の授業を実施する。

また、全小中学校に外国人英語指導員を配置し、英語の授業に加え、学校生活の中で児童生徒が外国人英語指導員と会話する機会を増やすことにより、総合的な英語力を育成する。

(23) 英語検定受検料補助

5,004千円

すべての区立中学3年生を対象に、英語の4技能である「聞く・話す・読む・書く」の習得を客観的にとらえることができる実用英語技能検定の受検費用の補助を行うことで、受検機会を確保し、英語力の育成につなげる。

(24) 算数・国語大好き推進事業

60,584千円

学びの基礎となる算数と国語について、小学校1・2年生を対象に、チームティーチングにより、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細かい指導を実施する。

(25) 学校パワーアップ事業

106,515千円

確かな学力の定着・向上を図るため、各校が「学力向上マニフェスト」を作成し、保護者・区民に明らかにするとともに、その結果を公表する。

また、学校教育ビジョンに掲げる「こころとからだの健全な育成」、「体験的な学習活動」の推進等を踏まえた、各学校の特色ある教育活動をより充実・活性化させるため、各校の創意工夫にあふれる教育活動を支援する。

(26) 教育相談体制の充実



96,707千円

児童生徒の問題行動の減少や不登校問題の解決を図るため、教育と福祉の両面に専門性がある「スクールソーシャルワーカー」を5名増員し、巡回時における教育相談体制を充実させる。

併せて、心理専門相談員による幼稚園並びに小中学校に対する巡回相談を継続して実施する。

(27) AIを活用した教育相談の実施



8,573千円

教育センターに寄せられる電話相談に関する業務に対して、AIを活用した自動相談記録システムを導入する。通話音声の可視化とガイダンス機能を活用し、より水準の高い相談対応を図るとともに、職員間の情報共有を迅速化させ、教育相談機能の充実につなげる。

(28) 国語力の向上

1,149千円

荒川区版「推薦図書リスト」を全小中学校に配付し、学校図書館の豊富な蔵書を生かした読書活動を一層推進するとともに、「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」や「あらかわ小論文コンテスト」を実施するなど、国語力の向上を図る。

(2 9) 学校図書館活用の支援・推進

1 8 0 , 6 1 6 千円

児童生徒の読書活動及び学習活動を支援するため、蔵書の充実・更新を図る。

加えて、全小中学校に、専門的な立場から学校図書館の運営や読書活動等を推進する学校司書を配置するとともに、小学校の大規模校に、学校図書館補助員を配置し、学校図書館のさらなる活用を図る。

また、学校図書館に関する高度な専門性と識見を有する「学校図書館長支援員」、「学校図書館スーパーバイザー」、「教育センター司書」を教育センターに配置し、学校の読書活動を支援するとともに、司書教諭と学校司書が連携した授業での学校図書館の活用を全小中学校において実践する。

さらに、小中学校間、また学校と地域との連携を図るため、「尾久地区読書活動活性化モデル事業」を推進する。

(3 0) 特別支援教育の推進

5 4 1 , 6 2 5 千円

特別支援学級や通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒の学校生活や学習活動の支援を行う支援員や補助員・介助員を配置し、安定的な支援体制の構築を図る。

また、医療的ケア児の受入体制整備、特別支援教育アドバイザーによる巡回相談の充実、特別支援学級の施設改修など教育環境の充実を図る。

(3 1) ワールドスクール

1 1 , 4 7 9 千円

英語教育の一環として、小学校6年生の児童が清里高原ロッジ・少年自然の家において、外国人英語指導員とともに4泊5日の共同生活を行うことにより、授業で学んだ英語に慣れ親しむとともに、生活に密着した英語力を培い、国際コミュニケーション能力の向上を図る。

また、中学生は、特別区全国連携プロジェクトで連携している秋田市の協力のもと公立大学法人国際教養大学における「イングリッシュ・ビレッジ」のプログラムに参加し、豊かな価値観の形成とコミュニケーション能力の一層の向上を図る。

(3 2) 教育ネットワークシステムの運用

1 0 2 , 4 6 2 千円

高速通信回線を使用した教育ネットワークの環境を活用し、教科指導におけるICT活用、校務の効率化、情報セキュリティの強化等によって、教育内容の質の向上を図る。

(3 3) 区立幼稚園給食の開始 新

2 5 , 0 3 0 千円

幼児教育の充実のため、区立幼稚園8園においてお弁当形式による給食の提供を開始する。

給食の提供により、いろいろな食との出会いを通じて園児の食への興味を高め、園児の健やかな成長につなげていく。

(34) 家庭教育・地域の教育力向上の支援

4,039千円

子育ての不安・負担感の軽減や「親育ち」につながる学習機会の提供、地域の教育力向上のため、動画配信やオンライン講座等の手法も活用しながら家庭教育学級・地域子育て教室等を実施する。

加えて、子育てサークルや保護者会等が実施する自主的な講座等に対する支援を行う。

安全安心都市

都市基盤の整備を着実に進めるとともに、地域コミュニティが機能している荒川区の強みを最大限に生かし、ハード、ソフトの両面から、災害に強い安全なまちを目指します。

また、地域ぐるみでの防犯活動や交通安全対策を通じて、犯罪や事故のない安心して暮らせるまちを目指します。

学校・学童クラブ・にこにこすくーるにおける安全パトロール

122,923千円

下校時の低学年児童等の安全を確保するため、すべての小学校、学童クラブ及びにこにこすくーるにおいて、帰宅時間にあわせて、安全パトロールを実施する。

資料3

令和5年3月13日
令和4年度第3回
荒川区子ども・子育て会議

荒川区の保育定員等と令和5年4月の認可保育所入所審査結果について

1 保育定員等の推移

(各年4月1日現在)

	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年(見込)
就学前児童人口 ()	10,550	10,466	10,362	9,968	9,492	9,320
保育定員	5,891	6,077	6,240	6,420	6,462	6,434
保育利用児童数 ()	5,405	5,638	5,744	5,703	5,589	-
保育利用率 (/)	51.2%	53.9%	55.4%	57.2%	58.9%	-

就学前児童人口のR5年は、令和5年2月1日現在

就学前児童人口は、平成30年以降は減少傾向が続き、令和4年4月は前年比476人減の9,492人となっている。

一方、保育利用率については、令和4年4月は58.9%と前年比1.7ポイント上昇し、引続き上昇が見込まれる。

令和5年4月の保育定員(認可保育所、地域型保育事業、認証保育所、保育ママ)の見込みは、6,434人と昨年比で28人減少した。

2 令和5年4月の認可保育所入所審査結果(1次審査終了時点)

年齢	入所枠 (審査時点)		申込者数		承諾者数		不承諾者数	
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
0歳児	426	6	402	27	352	21	50	6
1歳児	553	25	677	23	515	4	162	27
2歳児	153	4	121	47	97	18	24	29
3歳児	196	26	144	44	122	31	22	13
4歳児	157	10	18	2	15	1	3	3
5歳児	156	50	7	2	5	1	2	1
合計	1,641	37	1,369	47	1,106	32	263	15

申込者数は前年比47人増の1,369人となった。

承諾者数は前年比32人増の1,106人に、不承諾者数は前年比15人増の263人となった。

3 今後の対応策

保育需要の地域差に対応するため、保育園の運営事業者と協議のうえ弾力化の解消等により募集数の調整を行う。

資料 4令和5年3月13日
令和4年度第3回
荒川区子ども・子育て会議**令和5年度学童クラブ利用申請児童数【一次募集】**

令和4年12月15日現在

	申請児童数	定員
1 南千住第一	101	120
2 南千住第二		
3 南千住六丁目	145	110
4 汐入	89	110
5 二瑞小	56	70
6 汐入小	151	130
7 汐入東小	77	90
8 花の木	60	60
9 峡田	53	60
10 二峡小	79	70
11 三峡小	20	35
12 赤土小	99	70
13 九峡小	42	60
14 四峡小	72	70
15 五峡小	96	90
16 七峡小	46	70
17 大門小	73	80
18 熊野前	21	50
19 尾久小	83	80
20 西尾久	43	100
21 尾久西小	100	70
22 東日暮里	27	40
23 六日小	42	60
24 ひぐらし小	107	80
25 ひぐらし	31	80
26 三日小	66	90
27 二日小	96	90
合計	1,875	2,035

荒川区子どもの権利条例

令和5年2月20日制定

子どもは、生まれた時から一人の人間として大切にされ、未来への大きな可能性をもつ、かけがえのない存在です。

子どもは、あらゆる場面において尊重され、権利の主体として誰もが等しく、命が守られ、医療や教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことができ、暴力や虐待、搾取や有害な労働等から守られ、自由に意見を表現し、仲間を作ることができる権利を持っています。

荒川区には「下町」の深い絆で結ばれた地域力があります。あらかわ遊園やゆいの森あらかわなど、区民に親しまれている施設があります。

子どもを守り健やかにはぐくむ荒川区として、これからも将来にわたり、私たち大人が協力し合って、様々な問題を解決し、子どもとともに明るい未来を創っていかねばなりません。

子どもの夢や希望をはぐくみ、笑顔に満ちあふれた荒川区の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利を保障し、保護者、区民、育ち学ぶ施設の関係者及び区の役割を定めることにより、子どもの夢や希望をはぐくみ、笑顔に満ちあふれた荒川区の実現を目指し、荒川区全体で子どもの健やかな成長を支えていくことを目的とします。

(言葉の意味)

第2条 この条例で使う言葉の意味は、それぞれ次のとおりとします。

- (1) 「子ども」は、荒川区に住んだり、荒川区で学んだり、遊んだり、働いたりする18歳未満の人のことをいいます。ただし、これらの人と同じく、権利を認めることがふさわしい人も含みます。
- (2) 「保護者」は、親、親に代わって養育をする里親、児童養護施設の施設長等のことをいいます。
- (3) 「区民」は、荒川区に住んだり、荒川区で学んだり、働いたりする等、荒川区内で生活し、又は活動する人、団体及び事業者のことをいいます。
- (4) 「育ち学ぶ施設」は、保育所、幼稚園、学校等の、子どもが育ち、遊び、学んだり、活動したりするために利用する施設のことをいいます。

(基本理念)

第3条 子どもの権利の保障は、次に定める考え方を基本理念とします。

- (1) 子どもの最善の利益を優先して考えること。
- (2) 全ての子どもが、差別や偏見を受けず、権利の主体として尊重されること。
- (3) 子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること。
- (4) 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を発達に応じて十分に考慮すること。

(子どもの権利)

第4条 子どもは、児童の権利に関する条約の考えに基づき、あらゆる場面で、特に次に定める権利が大切に守られます。

- (1) 健康に生き、適切な医療が受けられ、命が守られること。
 - (2) 適切な保育と教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことができること。
 - (3) 暴力、虐待並びに搾取及び有害な労働等から守られること。
 - (4) 自由に意見を表現し、仲間を作ることができること。
- 2 子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、自分以外の人の権利を大切にします。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子育てについて責任を持つものとして、必要な支援を受けながら、子どもの権利を守り、子どもが健やかに育つように努めます。

(区民の役割)

第6条 区民は、地域全体で子どもを育てていくことを理解し、子どもの健やかな育ちのために協力し、子どもの権利が守られるように努めます。

- 2 区民は、地域で子どもを見守り、必要な支援を受けながら、子どもが安全に安心して過ごすことができるまちづくりに努めます。

(育ち学ぶ施設の役割)

第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長のために重要な役割を持っていることを理解し、子どもが自分で考え、遊び、学び、活動することができるよう支援を行い、必要な支援を受けながら、子どもの権利が大切に守られるように努めます。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、虐待、貧困、いじめ等を早期に発見し、区その他関係機関と協力して対応します。
- 3 育ち学ぶ施設の関係者は、保護者及び区民に対して、育ち学ぶ施設の運営等に関する情報の提供を行い、相互に協力しながら施設を運営するように努めます。

(区の役割)

第8条 区は、様々な取組により子どもの権利を保障し、子どもが安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。

- 2 区は、子どもの権利について、子ども、保護者及び区民に理解してもらうように努めます。
- 3 区は、育ち学ぶ施設、家庭、地域等で、子どもが権利について学び、自分と自分以外の人の権利を大切にしようことができるよう必要な支援を行います。
- 4 区は、全ての子どもの権利が保障されるよう、子ども、区民、育ち学ぶ施設及び関係機関等と協力して、子どもに関する取組を推進するものとし、そのための体制を整備するものとします。
- 5 区は、子どもに関する取組が推進されるよう、必要な財政上の措置を行うよう努めるものとします。

(子どもの意見等の表明および参加)

第9条 区民、育ち学ぶ施設及び区は、子どもの意見等の表明と参加をうながすため、子どもがその意味や方法について学び、必要な情報を得ることができるよう努めるものとします。

- 2 区は、子どもが自分の意見等を表明し、参加する機会を確保するために必要な制度を設けるよう努めるものとします。

(子どもの権利を守るための取組)

第10条 区は、子どもが権利を侵害され、又は不利益を受けた場合には、適切かつ速やかに子どもを助けるため、子どもの権利を守るための体制づくりその他の必要な取組を行うこととします。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要なことは、区長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

社会福祉法人友興会 児童養護施設「クリスマス・フォレスト」 の開設について

1 設置運営

法人名 社会福祉法人友興会

理事長 清川浩志

法人所在地 足立区西新井本町4 - 13 - 16

2 事業概要

(1) 児童養護施設 定員24人(男子12人 女子12人)

上記に加えて既設のグループホームを本施設所属として区内に設置 定員6人

合計定員30人

(2) ショートステイ事業 定員3人

(3) 里親支援(フォスタリング機関)事業

(4) 地域交流スペース

区委託事業

3 施設概要

所在地 荒川区荒川8 - 14 - 10

敷地面積 801.04 m² (区有地)

延床面積 1,374.31 m²

整備内容 鉄筋コンクリート造地上4階建

4階 地域交流スペース

3階 2ユニット(12人:6人×2)

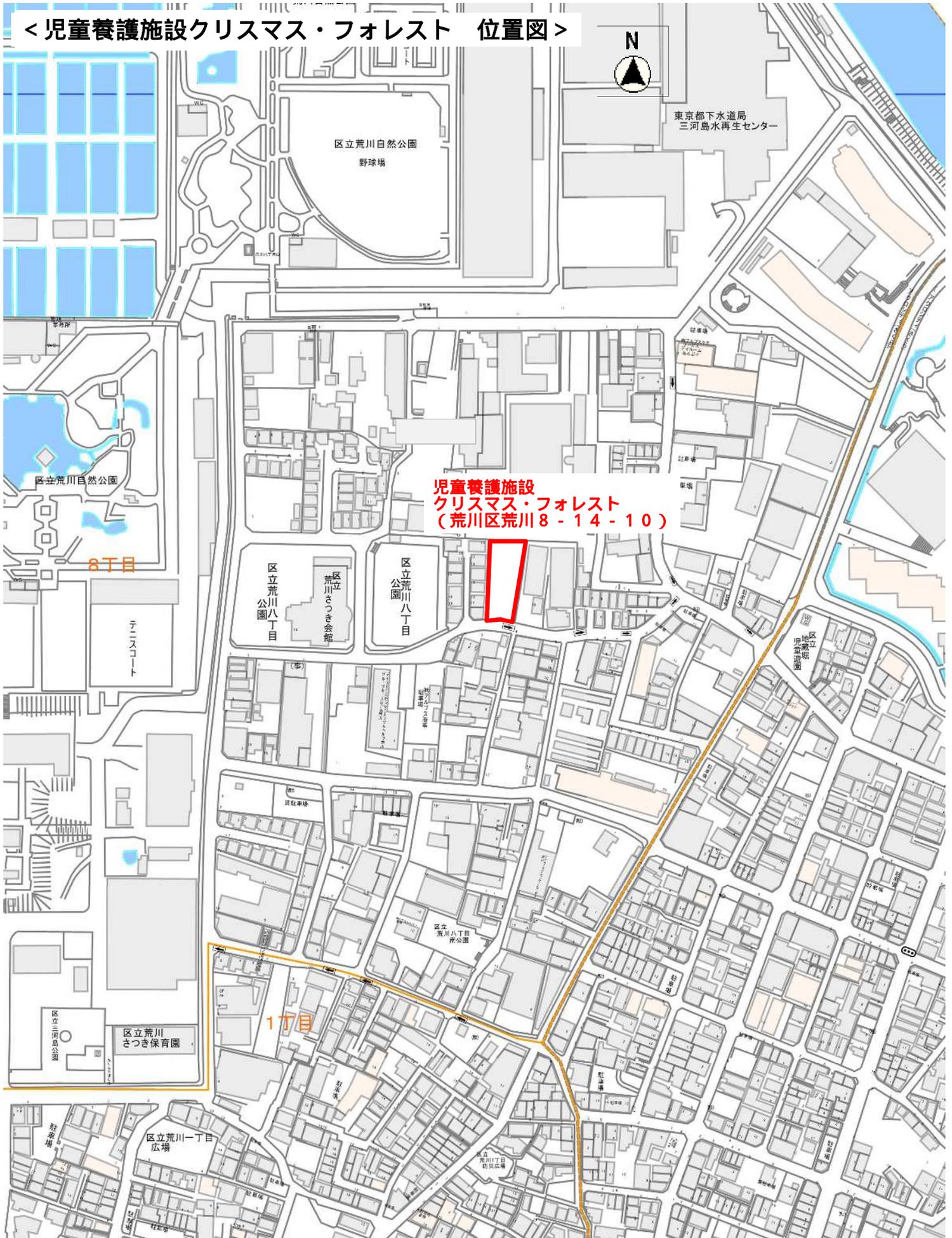
2階 2ユニット(12人:6人×2)

1階 ショートステイ、心理検査プレイルーム、
自立支援室、親子訓練室他

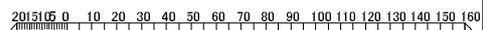
4 開設予定日

令和5年4月1日

< 児童養護施設クリスマス・フォレスト 位置図 >



縮尺 1 : 2500



児童発達支援センター化に向けたたんぽぽセンターの機能強化の方向性について

ポイント	エコセンターを活用した、たんぽぽセンターの児童発達支援センター化に向けた機能強化の方向性と今後のスケジュールについて報告する。
内 容	<p>1 経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指し、児童発達支援センターを各区市町村に少なくとも1か所以上設置することとしている。 ・区では、第二期障がい児福祉計画に基づき、たんぽぽセンターにおいて、障がいの重度化・重複化等に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における障がい児支援拠点の一つとして位置付け、重層的な支援が行えるよう児童発達支援センターへの充実を図ることとしている。 <p>2 児童発達支援センターとは</p> <p>発達障がいや発達が気になる未就学の子どもに対する療育支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助等を合わせて行う地域の中核的な支援機関として地域支援を行う施設である。</p> <p>3 荒川区の障がい児を取り巻く現状と課題</p> <p>(1)区内の障がい福祉サービス体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等での集団生活への適用を支援する保育所等訪問支援事業を実施する事業者が区内にないため、利用者は身近な地域でサービスを受けられない。 ・サービス利用計画を作成する障がい児相談支援事業所は、区内に7か所あるが、障がい児相談支援の支給決定者数は毎年増えているため、事業所職員の負担が大きくなっている。 <p>(2)たんぽぽセンターでの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用希望者が年々増加しており、待機者には隔週で行う療育や月1回の相談会の実施で対応しているが、根本的な見直しとなっていない。 ・未就学児の療育の場を活用した相談対応は実施しているが、就学後は小学校等での対応が中心となるため、切れ目のない支援を意識した相談窓口がない。 ・通所利用の障がい児の家族を対象としたペアレントトレーニングなどを実施しているが、地域の障がい児を養育する家族を含めた支援が十分でない。 <p>4 たんぽぽセンターの今後の方向性</p> <p>たんぽぽセンターの療育定員を拡充するとともに、地域支援機能などを新たに追加した上で、児童発達支援センターに移行する。</p>

なお、センター化に向けては、新たな事業スペースが必要となり、環境課事務所のフロア移転を含めた改修工事を令和5年度から実施する必要があるため、たんぼセンターの機能の拡充は、令和5年度から段階的に実施し、令和6年度から本格実施とする。

(1) センター化に必要な改修工事

センター化に必須である調理室の設置及び療育定員の拡大に向け、令和5年度から令和6年度にかけて改修工事を実施する(工事費概算額 134,187 千円)。

(2) 具体的な事業内容

【既存事業】 児童発達支援

障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。また、障がい児を育てる保護者に対して、子どもの障害特性への理解促進や対処法に関する相談対応等を行う。

【新規】 切れ目のない相談体制の整備 令和5年度実施

18歳までの障がい児やその保護者を対象とした障害福祉に関するあらゆる相談に応じる相談窓口を開設することで、各種サービスの情報を提供するとともに、個々の状況や相談内容に応じて、適切な支援機関につなげていく。

【充実】 家族への支援充実 令和5年度実施

発達障がいの子どものを養育した同じ親の立場で必要な支援や助言を行うペアレントメンター事業の対象者を、区内の発達障がい児を育てる保護者まで拡大することで、より多くの保護者の養育力の向上を図る。

【新規】 地域支援の強化 令和5年度実施

保育所や小学校等への訪問において、集団生活の適応のために専門的な支援を提供するとともに、保育所等の職員に支援方法等を指導する。また、地域の障がい児やその家族からサービスの利用に関する相談を受け、サービス利用計画を作成するとともに、サービスの利用状況に応じてモニタリングを行う。

【充実】 療育の場の充実 令和6年度実施

療育定員の拡充や療育プログラムの充実を図ることで、待機者を解消するとともに、集団生活に適応するためのきめ細かな支援を行う。

5 その他

児童発達支援センターに向けた条例改正は、既存のスペースを活用し、令和5年度から新たに実施する事業と、令和5年度から令和6年度までの改修工事により、事業スペースを整備した上で、実施する事業があるため、令和4年度と令和5年度の2回に分けて行うものとする。

今後の予定

令和5年 4月 1日 条例施行(切れ目のない相談体制の整備、家族への支援充実及び地域支援の強化の各種事業の開始)
 令和5年度～令和6年度 改修工事(居ながら工事)
 環境課事務所の3階への移転は令和5年度中
 令和6年度 児童発達支援センター開設(療育の場の充実も含む)